

船舶の抹消登録申請

船舶法第14条第1項
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

抹消登録すべき事実が発生した日から2週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書[申請様式第3号]

【添付書類】

海外売船による 国籍喪失の場合	解撤の場合	沈没、滅失の場合	改測の結果20トン 未満であることが 判明した場合
<ul style="list-style-type: none">・売買契約書、譲渡契約書の写し ※海上運送法第44条の2の規定により届出を要する船舶の場合、 売買契約書等に代えて海外譲渡に伴う届出書(写)を添付する。・引き渡しに関する書面の写し・輸出許可通知書の写し	<ul style="list-style-type: none">・地方運輸局、運輸支局等が発行した解撤証明書等	<ul style="list-style-type: none">・船員法第19条の規定による報告書(海難報告書)の写し(当該官庁の証明を得たもの)	<ul style="list-style-type: none">・改測を行った管海官庁が交付した通知書

【手数料】

・登録手数料(抹消) 6,700円(船舶法施行細則第48条)

※所定の様式[手数料様式第1号]に収入印紙を貼付

※証明書は発行されませんので、必要な方は、別途、登録事項証明書を請求してください。

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)又は、運輸支局(事務所)

記入例 抹消登録する場合(海事代理士による申請)

※備考も参照のこと

[R-01 様式]

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書			
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> ①新規登録 <input type="checkbox"/> ②変更登録及び船舶国籍証書の書換 <input type="checkbox"/> ③船舶国籍証書の再交付 <input type="checkbox"/> ④英語記載の追加又は変更 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤抹消登録	2 船舶の番号 123456	IMO 番号 IMO 番号を取得している場合に記入する。
(ふりがな) 3 船名	第一測度丸	※振り仮名は省略しても差し支えない。	
ローマ字表記			
(ふりがな) 4 船籍港	北海道石狩市	※振り仮名は省略しても差し支えない。	
ローマ字表記			
(ふりがな) 5 所有者の氏名又は名称及び住所	船舶測度株式会社 北海道札幌市中央区大通西十丁目1番1号	※振り仮名は省略しても差し支えない。	
ローマ字表記			
(ふりがな) 6 造船地及び造船者		※記載を省略しても差し支えない。	
ローマ字表記			
7 変更事項	新	旧	
8 申請の原因	解徹		
9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更	追加・変更		

平成 28 年 9 月 30 日

北海道札幌市中央区大通西十丁目1番1号

申請者 船舶測度株式会社

代表取締役 測度一郎

北海道小樽市港区一丁目1番1号

代理人

海事代理士 船舶二郎

印

北海道運輸局長 殿

(日本工業規格A列4番)

備考 1 申請の区分は、① から⑤ までのうちから選択すること。

1 - 2 新規登録、変更登録及び船舶国籍証書の書換又は船舶国籍証書の再交付の申請の際に、英語記載の追加の申請を併せて行うことができる。

1 - 2 - 1 新規登録の申請に際し、英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「① 新規登録」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○ 印を付すこと。

1 - 2 - 2 変更登録の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「② 変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○ 印を付すこと。

1 - 2 - 3 変更登録の申請に際し、既に英語併記の船舶国籍証書を受有している場合には、申請区分の「② 変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「変更」に○ 印を付すこと。

1 - 2 - 4 船舶国籍証書の再交付の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「③ 船舶国籍証書の再交付」を選択し、「9船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○ 印を付すこと。

1 - 3 現在、受有している船舶国籍証書を英語併記の船舶国籍証書にしようとする場合又は現在、受有している英語併記の船舶国籍証書の記載事項を一部変更する場合（変更登録を行わない場合。例えば、「Kabushiki kaisya」を「Company」、「Co.,Ltd」に変更する場合等。）には、申請区分の「④ 英語記載の追加又は変更」を選択すること。

2 必ず船舶の番号を2 の欄に記載すること。ただし、新規登録の申請を行おうとする場合（番号及び信号符字の内定を受けている場合を除く。）には空欄とする。

2 - 2 I M O 番号が付与されている船舶について、登録の申請をする場合には、船舶の番号とともにI M O 番号を記載すること。

3 船名は、申請の区分が「① 新規登録」、②「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（船名変更の場合に限る。）、「③ 船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合、3 の欄に必ず記載し、漢字の船名にあつてはふりがなを付記すること。（ローマ字、英語のみの船名の場合、ふりがなの付記は必要ない。）

また、船名の変更の場合には、変更後の船名を記載すること。

3 - 2 上記3 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船名のローマ字による表記（英語表記を含む。）を記載すること。

3 - 3 船名と同一の音の英語表記を船体に表示しており、かつ、その事実が証明できるときには、ローマ字による表記に代えて現に船体に標示している英語による表記を用いることができる。（船名変更しようとする場合も同様とする。）

4 船籍港は、申請の区分が「① 新規登録」、②「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（船籍港変更の場合に限る。）、「③ 船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合に、4 の欄に記載し、ふりがなを付記すること。船籍港の変更の場合には、変更後の船籍港を記載すること。

4 - 2 上記4 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船籍港のローマ字による表記を記載すること。

5 所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が「① 新規登録」、②「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限る。）、「③ 船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合に、5の欄に記載し、ふりがなを付記すること。所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合には、変更後の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

5 - 2 上記5 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、

所有者の氏名又は名称及び住所のローマ字による表記を記載すること。

5 - 3 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が、「① 新規登録」又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合には、所有者全員について記載すること。なお、共有者が多数の場合には、別紙を添付することができる。

5 - 4 上記5 - 3 以外の申請の区分の場合には、船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所については、持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。

なお、持分筆頭者が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の場合にあつては、次に持分の多い所有者を記載すること。

5 - 5 定款等により英語による名称を定めていることが証明されるときには、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる(所有者の氏名又は名称を変更しようとする場合にまた同じ。)

5 - 6 申請の区分「① 新規登録」又は「④ 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、共有者の氏名又は名称及び住所(ローマ字による表記を含む。))については、別紙を添付することができる。

6 造船地及び造船者は、申請の区分「① 新規登録」又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合に、6 の欄に記載し、造船地及び造船者には、ふりがなを付記すること。

6 - 2 上記6 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、追加又は変更を希望する場合には、造船地及び造船者のローマ字による表記を記載すること。

6 - 3 定款等により英語による名称を定めて国内の造船者であることが証明される場合、又は外国の造船者の場合には、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる。

7 申請の区分の「② 変更登録及び船舶国籍証書の書換」を申請しようとする場合には、7 の欄に新旧事項をともに記載すること。変更事項が、船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所の場合には、ふりがなを付記すること。

7 - 2 申請の区分「④ 英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、新の欄に記載した新たな事項(船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所に限る。))について、ローマ字による表記を付記すること。この場合に、3 - 3 又は5 - 2 により英語による表記を記載できる場合に該当するときは、当該英語による表記を付記することができる。

7 - 3 変更事項については、別紙様式による変更事項新旧対照表を添付することができる。

8 申請の原因の欄は、「新造」、「〇〇国〇〇社から買受け」、「〇〇国〇〇氏から買受け」、「改造」、「修繕」、「売買により所有者変更」、「所有者の住所変更」、「毀損」、「英語記載の追加」、「英語記載の変更」、「沈没」、「滅失」、「解撤」、「〇〇国〇〇社に売渡し」、「〇〇国〇〇氏に売渡し」等を記載すること。

8 - 2 海外売船等により旗国が日本以外の国となったことにより抹消登録を申請する場合には、申請の原因の欄に新しい旗国(新しい旗国が未定又は不明の場合には、売却した国名)を付記すること。

9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

10 申請の区分「④ 英語記載の追加又は変更」を選択しない場合には、ローマ字(英語表記を含む。))による表記の記載を要しない。

(様式)

変更事項新旧対照表

新	旧

(日本工業規格A 列4 番)